

岐阜県公報

第 百 五 十 六 号
令和二年十一月二十四日

(火曜日)

目次

告 示

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示の一部改正

岐阜県天然記念物の指定の解除

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定

指定医療機関の廃止の届出

介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定

保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知

選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消

県営土地改良事業計画の決定

落札者等に関する公示

(統計課) 五六二

(文化伝承課) 五六一

(地域福祉課) 五六二

(同) 五六二

(同) 五六二

(治山課) 五六三

(選挙管理委員会) 五六四

(農地整備課) 五六四

(郡上土木事務所) 五六四

告 示

岐阜県告示第四百六十七号

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示(平成二十一年岐阜県告示第二百四十号)の一部を次のように改正し、令和二年十二月一日から適用する。

令和二年十一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

「岐阜県・中京都市圏パースントリップ調査(事前調査)」を「受動喫煙対策に関するアンケート調査」に改める。

岐阜県告示第四百六十八号

岐阜県文化財保護条例(昭和二十九年岐阜県条例第三十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり岐阜県天然記念物の指定を解除するので、同条第三項において準用する同条例第八条第三項の規定により告示する。

令和二年十一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

指定を解除する岐阜県天然記念物

指定番号	種目	名称	員数	所在地	所有者	住所	理由
七	植物	垂井の大榊	一本	不破郡垂井町字屋敷一三四八番及	垂井町長	不破郡垂井町宮代二九五七番地の	枯死したため。

び 三 五 一	番 一 の 二	一
------------------	------------------	---

岐阜県告示第四百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和二年十一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
桜 台 医 院	関市桜台一六六	令和二・八・一
みずたに歯科クリニック	大垣市寺内町一二五一	同
各務原にこファミリークリニック	各務原市那加土山町二丁目二二八	令和二・九・一
なぎクリニック	各務原市蘇原申子町二丁目一番地一	同
なかハートクリニック	各務原市那加前野町三丁目一六七番地の一	同
たんばば薬局	各務原市那加土山町二丁目二二九番地	同

岐阜県告示第四百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和二年十一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
水谷 歯科 医院	大垣市俵町六二	令和二・七・三一
なぎクリニック	各務原市蘇原申子町二丁目一番地一	令和二・八・三一
なかハートクリニック	各務原市那加前野町三丁目一六七番地の一	同
松本 歯科 医院	下呂市萩原町宮田一五四二一	令和元・六・三〇
おたり 歯科 医院	安八郡輪之内町楡俣六六六	令和二・八・三一
ライン調剤薬局養老店	養老郡養老町押越二二四一	令和二・八・二一

岐阜県告示第四百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和二年十一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	指 定 年 月 日
社会福祉法人 千寿会	瑞浪市西小田町三丁目二二番地	特定施設入居者生活介護	ケアハウス 千寿の里 西小田	瑞浪市西小田町三丁目二二番地	令和二・九・一
同	同	介護予防特定施設入居者生活介護	同	同	同
特定非営利活動法人マリアの丘	各務原市三井町四 二六	訪問介護	訪問介護サービス マリアの丘	各務原市下切町一 一	令和二・九・一
株式会社 高田サンキュー薬局	高山市花里町五丁目一四	居宅療養管理指導	高田サンキュー薬局 三福寺店	高山市三福寺町三七六	令和二・九・一
中部薬品株式会社	多治見市高根町四丁目二九番地	居宅療養管理指導	V・drug 南土岐薬局	土岐市妻木町大沼一六五〇二二	令和二・八・一
同	同	介護予防居宅療養管理指導	同	同	同
有限会社 セイコーファルマ	大垣市久瀬川町四 二六	居宅療養管理指導	はなその薬局	各務原市蘇原花園町三 四	令和二・四・一
同	同	介護予防居宅療養管理指導	同	同	同

岐阜県告示第四百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和二年十一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

(一) 立木の伐採の限度

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 一 六九九
 - 二 保安林として指定された目的土砂の崩壊の防備
 - 三 変更後の指定施設要件
 - (一) 立木の伐採の方法
- 揖斐郡揖斐川町谷汲大洞字大洞南谷二六八九の一、一六八九の二、字大洞二六九八、

(2) 郡上市との契約手続に関すること。

ア 部局の名称 郡上市役所総務部契約管財課
イ 所在地 郡上市八幡町島谷228

令和二年十一月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社